

宝達志水町ケーブルテレビ加入契約約款

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 加入契約（第4条—第8条）
- 第3章 業務の内容（第9条—第13条）
- 第4章 放送サービスの休止等（第14条—第17条）
- 第5章 工事及び保守（第18条—第22条）
- 第6章 料金等（第23条—第30条）
- 第7章 地位の継承（第31条）
- 第8章 雑則（第32条—第35条）

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 宝達志水町（以下「町」という。）は、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に従い、この加入契約約款（以下「約款」という。）を定め、ケーブルテレビ放送サービスを提供するものとする。

（約款の変更）

第2条 町は、この約款を変更することがある。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとする。

（用語の定義）

第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）放送施設 町がケーブルテレビ放送を行うための機械、器具、電線その他の電气的設備で、町ケーブルテレビから保安器までの設備
- （2）加入契約 町から放送サービスを受けるための契約
- （3）加入申込 加入契約の申込
- （4）加入者 加入申込を行い、その加入について町の承認を受けた者
- （5）伝送路 放送施設からタップオフまでの電気通信回線
- （6）端子 加入者宅へケーブルを接続するタップオフの取出口
- （7）保安器 伝送路の雷害電流から宅内設備を守るため、加入者宅に設置する機器
- （8）タップオフ 伝送路から保安器に分岐するための設備
- （9）引込工事 タップオフから保安器までのケーブルの新設、撤去及び移転のための工事
- （10）引込線 タップオフと加入者宅の保安器を結ぶケーブル
- （11）宅内工事 保安器から宅内配線工事並びにセットトップボックスの接続及び調整
- （12）宅内設備 保安器の出力端子以降の宅内配線等の設備
- （13）再送信 放送施設が、テレビ放送局又はFMラジオ放送局の放送電波を、再び送信し直すこと
- （14）セットトップボックス 加入者がデジタル放送を受信するための機器
- （15）BS放送 放送衛星による放送
- （16）CS放送 通信衛星による放送
- （17）放送サービス ケーブルテレビ放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
- （18）指定業者 町が指定した者で、宅内設備の工事を行う者
- （19）自主放送番組 町が制作した番組

(20) 有料チャンネル 第23条第2項に定める利用料以外の利用料を要する放送番組

第2章 加入契約

(加入者の単位)

第4条 加入申込はタップオフの1端子ごとに行うものとする。ただし、集合住宅等の加入申込は、入居者単位とする。

(加入申込の方法)

第5条 加入申込をするときは、この約款を承諾のうえ、町所定の様式を町に提出しなければならない。

2 放送サービスの提供を受けようとする者で、引込工事の施工に関し土地建物所有者その他利害関係人があるときは、あらかじめ当該利害関係人の承諾を得なければならない。

(加入申込の承諾)

第6条 町は、加入申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾するものとする。

2 町は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、加入申込を承諾しない場合がある。

(1) 引込線の保守をすることが技術上著しく困難なとき。

(2) 加入申込をした者がケーブルテレビ放送施設の加入にかかる料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいう。以下同じ。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(3) その他町の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(加入の解除)

第7条 加入者は、加入の解除をしようとするときは、事前に町所定の様式で町に届け出なければならない。

2 加入の解除の届出により、町は放送サービスの提供を停止し、引込線並びに貸与しているセットトップボックスを撤去するものとする。撤去又は設置時に要する工事費は、加入者の負担とする。また、当該撤去に伴い加入者が所有又は占有する土地、家屋及び構造物等の復旧に要する工事費用は、加入者の負担とし、加入者が行うものとする。

3 町は、既に支払われた加入金、引込工事費及び利用料は、原則として返還しないものとする。ただし、加入の解除の届出が加入申込をした後で、引込工事を行う前である場合はこの限りではない。

4 加入者は、放送法に定められた初期契約解除制度に基づき、当社に対して初期契約解除を申し出ることができる。この場合、町は料金表に定める引込工事費および利用廃止手数料を除き加入者へ請求できないものとする。

(加入申込書記載事項の変更)

第8条 加入者は、加入申込書記載事項に変更のある場合は、速やかに町に届け出なければならない。

第3章 業務の内容

(業務区域)

第9条 放送施設の業務を行う区域は、別表第1のとおりとする。

(業務の内容)

第10条 町は、次の業務を提供するものとする。

(1) 自主放送番組の放送

(2) 国又は地方公共団体その他公共的団体等の広報事項等の伝達

(3) 保健、福祉、教育及び文化等に関する情報の提供

(4) 災害その他緊急事項の通報、連絡

(5) テレビジョン放送（デジタル放送）及びFMラジオ放送の再送信

(6) その他町長が必要と認める情報の伝達及び提供
(放送番組)

第11条 放送番組は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主放送番組
 - (2) 地上波テレビジョン放送番組
 - (3) BS放送番組(デジタルデータ放送番組を含む。)
 - (4) CS放送番組
 - (5) FMラジオ放送番組(デジタル放送番組を含む。)
- (放送番組内容及び放送時間)

第12条 自主放送番組の内容及び放送時間は、町が別に定めることとする。

2 前条第2号から第5号までの番組は、当該番組供給者の放送内容及び放送時間により同時再送信する。

(放送番組、放送内容の変更)

第13条 町は、やむを得ない理由により放送内容を変更する場合がある。この場合において、このことにより生じる損害については賠償しないものとする。

第4章 放送サービスの休止等

(放送サービス利用の休止)

第14条 加入者は、町に届け出て放送施設の利用を休止することができるものとする。この場合、休止の期間は最長1年間とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 利用の休止の届出により町は放送サービスの提供を停止し、貸与しているセットトップボックスを撤去するものとする。撤去又は設置時に要する工事費は、加入者の負担とする。

(放送サービスの中断)

第15条 町は、次の場合には放送サービスの提供を中断することがある。

- (1) 放送施設の保守上又は工事上やむを得ない場合。
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむを得ない事由が発生した場合。

2 町は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめその旨を加入者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではない。

(設置場所の変更等)

第16条 加入者は、業務区域内に限り、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更することができるものとする。

2 加入者は、前項の規定により、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更しようとする場合は、町に届け出なければならない。

3 加入者は、前項の変更に必要な費用を負担するものとする。

(業務の停止及び加入の取消し)

第17条 町は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、放送サービスの提供を停止し、又は加入の承認を取り消すことがある。

- (1) 加入者がこの約款に違反したとき。
- (2) 加入者が、放送施設を故意に破損したとき。
- (3) 公益確保のため、特に必要があるとき。
- (4) 加入者が納期限を3か月経過しても利用料を納付しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、業務遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

2 町は、前項の規定により、放送サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ加入者にその旨を通知するものとする。

第5章 工事及び保守

(放送施設の管理)

第18条 宅内設備は、当該加入者が管理するものとする。

2 前項以外の設備は、町が管理するものとする。

(工事の施工)

第19条 引込工事の設計及び施工は、町が実施するものとする。

2 加入者は、宅内工事を業者に依頼して施工するときは、町の指定業者によるものとする。

(経費負担)

第20条 施設の業務を行うために必要な施設の設置に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 宅内工事及び引込工事の費用は、加入者の負担とする。

(2) 前号以外の工事の費用は、町が負担する。ただし、加入の解除を行おうとする場合、引込線、保安器、貸与したセットトップボックスの回収、利用の休止又は利用の休止の解除を行おうとする場合、貸与したセットトップボックスの回収及び設置等その他の原況に復するために必要な経費については加入者の負担とする。

(放送施設、宅内設備の故障等)

第21条 加入者は、放送サービスが受信できなくなったときには、町に連絡をするものとする。

2 調査の結果、放送施設に故障がある場合には、町が町の負担でその故障設備を修理するものとする。また、宅内設備及び受信機に故障がある場合には、その修理に要する費用は加入者の負担とする。

(便宜の提供)

第22条 加入者は、町又は指定業者が、放送施設の検査、修理を行うため、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとする。

第6章 料金等

(料金の適用)

第23条 加入契約にかかる料金は、別表第2に定めるところによる。

2 利用料にかかる料金は、別表第3に定めるところによる。

3 放送法に基づくNHKの放送受信料は、加入金及び利用料の中には含まれないので、加入者は別途NHKと受信契約を結び、放送受信料を支払わなければならない。

4 別表第4に掲げる有料チャンネルの視聴料金は、加入金及び利用料の中には含まれないので、加入者は別途利用料を町に支払わなければならない。

5 利用の休止、再開、廃止にかかる料金は、別表第4の2に定めるところによる。

6 社会情勢の変化や提供するサービス内容の拡充に伴い、町は加入金、引込工事費及び利用料を改定することがある。その場合は改定月の1か月前までに加入者に通知するものとする。

(端末機器等の貸与)

第24条 町は、加入者が第6条第1項の承認を受けたときは、次に掲げる機器を貸与するものとし、その賃借料は別表第5のとおりとする。

(1) デジタル放送サービスの場合 セットトップボックス (リモコンを含む。)

2 町は、デジタル放送のサービスを受けようとする加入者がセットトップボックスの買取りを希望する場合は、前項の規定にかかわらず、これを認めるものとする。

- 3 加入者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本来の用法によらない方法で、第10条に規定するサービスを不正に受けたり、受けようとする事。
 - (2) セットトップボックス（加入者の買取り品を除く。）を転売、譲渡、質入れ等を行う事。
 - (3) セットトップボックスを定められた場所からの移動及び接続変更を行う事並びに町の承諾なく契約設置場所から移動する事。
 - (4) セットトップボックスを分解したり、変更を加える事。

4 前項の規定に違反する者に対しては、町は加入の取消し及び損害金を請求する権利を有するものとする。

5 加入者は、町が貸与したセットトップボックスの性能、機能が不完全であった場合並びに通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、セットトップボックスの交換は要求できないものとする。

6 セットトップボックスを利用する際に必要となるBSデジタル放送、地上デジタル放送用ICカード及び専門チャンネル用ICカードの取り扱いについては、町が別に定めるものとする。

7 加入者は、町が行うセットトップボックスのバージョンアップ作業の実施に同意するものとする。
(加入料、引込工事費及び利用料の減免)

第25条 町は、別表第6に掲げる施設について、加入料、引込工事費及び利用料を減免することができるものとする。

(利用料の計算)

第26条 利用料は、放送サービスの提供を受け始めた日の属する月から、加入の解除又は利用の休止の属する月まで、毎月支払うものとする。

2 利用の休止の解除をした場合は、解除の届出の日の属する月から支払うものとする。

(加入金、引込工事費及び利用料の支払い)

第27条 加入金、引込工事費及び利用料の支払い方法は、加入者が指定する口座からの振替によるものを原則とし、その他町と加入者との合意に基づく方法によるものとする。

(工事に関する費用の支払い)

第28条 加入者は、第19条第1項第1号に規定する宅内工事を指定業者に依頼した場合、工事を実施した指定業者に直接工事費を支払うものとする。

(B-CASカード及びC-CASカードの取り扱い)

第29条 地上デジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という。）に関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款（KB0008A）」によるものとする。

2 町は、専門チャンネル用ICカード（以下「C-CASカード」という。）を必要とするセットトップボックスを利用する加入者に対して、セットトップボックス1台につき1枚のC-CASカードを無償貸与するものとし、加入の解除又は利用の休止後は速やかにC-CASカードを返還しなければならない。また、町はC-CASカードを有する加入者に対してC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとする。

3 C-CASカードの無償貸与を受けた加入者は、貸与を受けたC-CASカードの保全に努め、本来の目的以外となるデータ改ざん等不正行為を行ってはならない。これにより及ぼされた損害については、C-CASカードの貸与を受けた加入者が賠償するものとする。

4 無償貸与を受けた加入者が、故意又は過失によりB-CAS・C-CASカードを破損又は紛失した場合は、その損害に要する費用について賠償しなければならない。

(責任事項)

第30条 町は、第11条各号に定める放送番組を、月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当月分の利用料は、第23条第2項の規定にかかわらず無料とする。

第7章 地位の継承

(地位の継承)

第31条 加入者について相続があったときは、相続人は加入者の地位を継承するものとする。

2 前項に定める加入者の地位を継承した場合は、速やかに町所定の様式を提出しなければならない。

第8章 雑則

(秘密の保持)

第32条 加入者及び町は、宝達志水町ケーブルテレビの加入契約の履行に関し知り得た秘密を外部に漏らしてはならないものとする。

(無断使用の禁止)

第33条 加入者が、テープ、配線等の媒体により放送内容等を第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止する。

(損害賠償)

第34条 加入者は、故意又は過失により放送施設に損害を与えた場合には、原形復旧等に要する費用及びこれによって生じた損害を賠償するものとする。

2 町は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとする。また、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とする。

(補則)

第35条 この約款に定めるもののほか、必要な事項は、町が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、公布の日から施行する。ただし、第23条第2項の規定は、別表第1に掲げる第1期区域については平成18年4月1日から、第2期区域については平成19年4月1日から適用する。

(加入金の特例)

2 この約款の第5条の規定により、第1期区域において加入をしようとする者が平成18年9月30日までに、第2期区域において加入をしようとする者が平成19年9月30日までに、この約款第5条の規定による加入申込をした場合の加入金は、第23条第1項の規定にかかわらず、「30,000円」とあるのは「10,000円」とする。

附 則

この約款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成23年7月25日から施行する。

附 則

この約款は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

この約款は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

第1期区域 (平成18年4月放送開始)	敷浪、敷波、荻島、荻谷、荻市、海老坂、針山、聖川、原、当ノ熊、新宮、散田、下石、所司原、石坂、向瀬、走入、見砂、清水原、宝達、山崎、河原、小川、麦生、南吉田、竹生野、宿の各全域
第2期区域 (平成19年4月放送開始)	出浜、柳瀬、子浦、吉野屋、菅原、二口、杉野屋、東間、東野、紺屋町、正友、坪山、冬野、森本、免田、北川尻、御館、中野、三日町、上田出、上田、門前、米出、今浜の各全域

別表第2（第23条関係）

内 容	金 額 (消費税込)	備 考
加入金	10,000円	
引込工事費	22,000円	

別表第3（第23条関係）

種 別		金 額 (消費税込)	備 考	
デ ジ タ ル	デ ラ ッ ク ス	1台目	月額 5,280円	番組ガイド誌代金を含む。
		2台目	月額 2,640円	
		3台目以降	月額 1,760円	
	ス ー パ ー	1台目	月額 4,180円	
		2台目	月額 2,090円	
		3台目以降	月額 1,393円	
	ミ ニ	1台目	月額 1,650円	
		2台目	月額 825円	
		3台目以降	月額 550円	
基 本 (デジタル)		月額 1,100円		

別表第4 (第23条関係)

内 容		金 額 (消費税込)	備 考
(デジタル放送) 有料チャンネル	WOWOW	月額 2,530円	WOWOWプライム WOWOWライブ WOWOWシネマ WOWOW4K (4KSTBのみ) の4chパック
	スター・チャンネル	月額 2,530円	スター・チャンネル1 スター・チャンネル2 スター・チャンネル3の3chパック
	レジャーチャンネル	月額 990円	
	グリーンチャンネルHD	月額 1,100円	グリーンチャンネルHD グリーンチャンネル2HD の2ch パック
	東映チャンネルHD	月額 1,650円	
	衛星劇場HD	月額 2,200円	
	フジテレビ ONE フジテレビ TWO	月額 1,100円	2ch パック ※新規受付は終了しました。
	フジテレビ NEXT	月額 1,320円	デラックスコースのご加入者は1,100円と なります。
	フジテレビ ONE フジテレビ TWO フジテレビ NEXT	月額 1,650円	3ch パック スーパーコースご加入者はフジテレビ ONE が基本料金に含まれます。
	釣りビジョン	月額 1,320円	
	J SPORTS 4	月額 1,430円	
	TAKARAZUKA SKY STAGE	月額 2,970円	
	日経CNBC HD	月額 990円	スーパー・デラックスコースご加入者は基本料 金に含まれます。
ディズニージュニア HD ディズニー・チャンネルHD	月額 869円	ディズニー2チャンネルコース スーパー・デラックスコースご加入者は基本料 金に含まれます。	

別表第4の2 (第23条関係)

種 別	金 額 (消費税込)	備 考
利用休止手数料	1,100円	
利用再開手数料	1,100円	
利用廃止手数料	11,000円	

別表第5（第24条関係）

4K放送対応

種 別		金 額 (消費税込)	備 考	
セ ッ ト ト ッ プ ボ ッ ク ス レ ン タ ル 料	TZ-HT3500BW	1台目	月額 1,650円	
		2台目以降	月額 1,210円	
	TZ-LT1500BW	1台目	月額 1,540円	
		2台目以降	月額 1,100円	
	TZ-HT3000BW	1台目	月額 2,200円	録画機能あり
		2台目以降	月額 1,760円	
	TZ-LT1000BW	1台目	月額 1,650円	
		2台目以降	月額 1,210円	
	BD-V5700R	1台目	月額 1,430円	録画機能あり
		2台目以降	月額 990円	
	4K対応	1台目	月額 1,100円	
		2台目以降	月額 660円	

4K放送非対応（新規受付は終了しました。）

種 別		金 額 (消費税込)	備 考	
ス セ ッ ト レ ン タ ル 料 ボ ッ ク	録画機能あり（ハードディスク容量1TB）	1台目	月額 1,540円	
		2台目以降	月額 1,100円	
	録画機能あり（ハードディスク容量500GB）	1台目	月額 1,320円	
		2台目以降	月額 880円	
	録画機能なし	1台目	月額 880円	
		2台目以降	月額 550円	

別表第6（第25条関係）

減免の対象となる施設	加入金の減免率	引込工事費の減免率	利用料の減免率
(1) 施設設置条例で規定されている公共施設	100分の100	100分の100	0
(2) 施設設置条例で規定又は区等が所有する集会施設	100分の100	100分の100	0
(3) その他町長が特に必要と認めるもの	町が定める率	町が定める率	町が定める率